

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成20年7月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

石巻ファッションモール

石巻市蛇田中央土地区画整理事業地内58街区3画地 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

東日本ダイワ株式会社 代表取締役 安藤 元二

福島県郡山市朝日三丁目6番3号

3 市町村の意見の概要

- (1) 新たに店舗乗入口設置等で道路構造物の形状を変更する場合は、道路法第24条に基づく道路工事施工承認申請書を提出すること。申請する際は、乗入口設置箇所の事前協議をすること。
- (2) 工事関係車両が出店予定地周辺の道路上に待機駐車をしないようにすること。
- (3) 児童・生徒の登下校の時間帯については、工事関係車両の出店予定地への出入りは極力控えること。また、出入口付近に警備員や誘導員を常時配置し、安全確保に万全を期すこと。
- (4) 工事関係車両等の通行ルートや時間帯を、出店予定地周辺の住民に直接周知すること。
- (5) 過去に市内の小学校において、登校途中の児童が、工事関係車両に巻き込まれて死亡する事故が発生していることから、警備員、誘導員、作業員等全関係者に安全教育の徹底を図り、軽微な事故も発生しないよう万全の体制を整えること。
- (6) 工事関係車両等の通行について、学校と直接、綿密な打ち合わせを行うこと。
- (7) 計画されている営業時間帯や荷さばき時間帯が長時間にわたり、児童・生徒の登下校の時間帯や放課後（帰宅後）の外出時間帯にもなっていることから、駐車場への荷物搬入や買物客等の車両が出入可能な時間帯は、すべての出入口に警備員や誘導員を配置し、安全確保に万全を期すこと。
- (8) 安全確保に必要な信号機や標識の設置を関係機関に要望し、その実現を図るこ

と。

- (9) 全関係社員や出入業者に対し、安全指導を徹底すること。
- (10) 商品の陳列方法を工夫するなどして万引き防止策を講ずるとともに、警備員の巡回強化等による万引きの予防対策も講ずること。
- (11) 店内や駐車場などが子供達の遊び場やたまり場とならないよう、建物の配置・警備の両面から適切な措置を講ずること。
- (12) 来店者に不必要なアイドリング等行わないよう表示板等による呼びかけを行うとともに、搬入業者等に対しては荷さばき作業等において騒音を発生させないよう指導すること。
- (13) 設備等からの騒音・振動の発生を防止するとともに、駐車場の照明が近隣の住宅に対し影響を及ぼさないよう配慮すること。
- (14) 送風機については、騒音規制法，冷却塔については宮城県公害防止条例に基づく届出が必要な可能性があるので、関係法令を遵守すること。
- (15) 出店予定地周辺が蛇田小学校及び蛇田中学校の通学路になっていることから、工事期間中及び営業開始後における交通安全については十分に配慮すること。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所

6 縦覧期間

平成20年7月23日から平成20年8月25日まで（ただし，閉庁日を除く。）